

報告応募についての注意事項

(1) 申込資格・条件

- ・当学会正会員であること。または、手続きが完了している正会員入会申請者(入会申込書提出後・年会費納入済で承認待ちの方)であること。
- ・学会期間中はどの時間に報告を割り当てられても報告できること。
- ・大学院生セッションに関しては、報告時に正規の大学院生として在籍していること(在籍していても休学中の者は除く)。

(2) 応募に関する注意事項

- ①応募者は、報告の日程や時間帯等について指定することはできない。
- ②報告原稿の本文中に、応募者の氏名が特定できるような記載はしないこと。固有名詞そのものではなくとも「拙著」のような表現も避けること。
- ③大学院生セッションに関しては、単独報告に限る。

(3) 演題登録時の登録情報変更の不可

近年、演題登録時の登録情報と実際の大会発表のものが異なるケースが増えております。皆様よりお送りいただいた報告原稿はレフェリー・システムを通過しており、応募時の内容にて採否決定がなされております。タイトル等登録情報の変更は、一切認められません。

また、プログラムには採択時点の登録情報(タイトル・報告者名・所属先等)で掲載されますので、変更すると開催校にご迷惑をおかけすることにもなります。

なお、年度末における「議案書」にも演題登録時の内容にて掲載いたしますので、ご了承ください。

- ① 報告者及びタイトル等の変更は認められない。また、共同報告の場合、演題登録時に登録した通りのメンバーを登録した順番に並べる。
- ②プログラム及び「議案書」等は申込時点の内容にて掲載する。

(4) 大会報告辞退の不可

審査通過後の報告辞退は、プログラム確定の遅延や、実際に大会当日の運営に支障をきたすこともあり、開催校と司会者に多大な迷惑をお掛けすることにもなります。また、学会報告は研究業績の一部として扱われることもあり、大会プログラム等が公式文書として存在している以上、報告が行われなかった場合には、学会としてその事実を公式に記録として残す責任があります。

従いまして、当学会大会委員会では、急病などの場合も含めて、いかなる理由にかかわらず報告辞退の事実を記録し、周知すべきであるとの結論に達しました。

①報告として大会委員会の審査を経て採択されたものについては、辞退を認めない。

②大会プログラムに掲載されているものの、実際には行われなかった報告については、その事実等を『学会通信』等で会員に周知する。

会員の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただくとともにご協力をお願い申し上げます。

(2011年10月7日より実施)

(2016年10月7日改定)

(2020年1月15日改訂)